

文部科学大臣 松本洋平殿

2040年の社会を見据えた
大学改革への提言

令和8年6月18日



政務調査会



令和8年6月18日

2040年の社会を見据えた大学改革への提言

日本維新の会
政務調査会

我が党は、大阪で進展する全世代にわたる教育無償化が、自治体間・地域間格差なく全国どこでも実現することを目指し、連立合意にも盛り込まれた高校の授業料無償化及びいわゆる小学校の給食無償化を今年4月に実現した。

教育における無償化はゴールではなく、無償化の先にある多様で質の高い教育機会を全国どこでも実現することが真の目標であり、無償化と質の確保を両輪として進めるべく、現在進行する高校改革をはじめとする様々な教育改革を進めることが肝要である。教育改革の重要な分野の一つである高等教育改革は、急速な少子化が進行する中で、教育予算の拡充を行いつつ、高校改革やリスキリングと連動し、2040年の社会を見据えて一貫通貫の改革として至急取り組むべきであることを強調して、以下に提言を行う。

1. 課題と対策の方向性 ～2040年の社会を見据えた「ギャップ」の解消～

急速な少子化が進む中、高等教育において既に発生している様々な「ギャップ」が今後急速に拡大することが予想される。対策が遅れば、以下に指摘する様々なギャップが一層拡大し、社会全体に大きな悪影響を及ぼすことが憂慮されるところ、2040年の社会を見据えて「ギャップ」解消に早急に取り組む必要がある。

(1) 人口ギャップ

- ・「知の総和答申(我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申))」でも示されたように、大学進学者数の大幅な減少(2024年約63万人から2040年には約3割減)が確実視されている。
- ・急速な人口減少が進む中で、大学規模の適正化は不可避。
- ・将来の社会構造を見据え、学部配置や地理的配置を踏まえつつ、国全体の大学定員の適正化に向けたグランドデザインを策定し、適切かつ早急に実行に移す必要。
- ・定員充足率を上げることを目的とするような不適切な外国人留学生受け入れについては厳格な対応を取る必要。

(2) 地域間ギャップ

- ・大学進学時に東京に7.8万人が流入する一方で、38道県が流出超過(1千～1万人)(2024年)。
- ・2040年の高校卒業生数(2025年出生数)と大学進学時の県外流出率を踏まえれば、2040年

には地方大学の多くは定数充足率 50%以下となる危機的な状況。

- ・地元高卒生に選ばれるため、地方の小規模大学が、多様で魅力的かつ将来性のある教育機会を提供する必要。
- ・地域産業・医療・福祉・教育を支えるエッセンシャルワーカー育成体制を維持し、かつ卒業生が地元就職を選択するための産業促進策や産学連携・地学一体の促進が必要。
- ・地方間の大学進学率にギャップがあり、どこに生まれ育った生徒にも等しく希望する大学に進学する機会平等が確保される環境作りが必要。
- ・地元の産業間の労働力移動に対応できる、短期集中型で質の高いリスキリングプログラムの提供が重要。

(3) 学部間/分野のギャップ

- ・理工農・デジタル系学部不足による進学ギャップ。
- ・2040年までに理工農・デジタルの定員増、保健系学部の機能強化が必要。

(4) 職業間・学歴間ギャップ

- ・2040年の需給予測によれば、事務職が余剰となる一方、専門職(特に AI・ロボット等利活用人材)や現場人材(特に生産工程従事者)が不足する。
- ・学歴別では、高卒(普通科)や大卒・院卒(文系)が余剰となる一方で、高卒(工業科)や高専卒、大卒・院卒(理系)が不足する。

2. 国として取り組むべき改革の提言

(1) 再編・統合・分野転換を含めた大学の規模の適正化に向けた施策の実施

- ・2040年における大学の量的規模の適正化について、日本全体の大学の分野・地域バランスを考慮した総合的なグランドデザインの早期策定。なお、2024年の大学数(813校)に18歳人口の2024年から2040年の推計値の減少割合(約31%)を乗じた数(252校程度)や、2040年までに資金ショートリスクに直面する大学数の試算(262校程度)を参考に、地域の医療・福祉、産業、インフラを支える人材育成機能を維持しつつ、2040年までに人材需要や学生の成長の面で十分な役割を果たしていない大学などは約300校程度が統合・廃止に至るという将来像を一つの目安とすることを提言する。
- ・成長分野転換基金の拡充・活用、私学助成の理系重視・充実等による2040年までの理工農・デジタルの定員増、保健系学部の機能強化、及び人社系のダウンサイジング、戦略17分野における大学院の人材育成機能強化。
- ・サイバーインテリジェンス学部、Peace Mediation 学部の設置促進。

- ・単純な大学数減による規模の適正化のみではなく、個別大学の定員削減による教育の質向上とあわせた規模適正化や大学の円滑な統合や撤退に対する支援の拡充も組み合わせた検討。
- ・地方大学地方創生法第 13 条(特定地域内学部定員の抑制等)による東京 23 区への学生流入抑制策の維持。(令和 10 年度末に期限/地域間ギャップ拡大抑制の継続)
- ・広域行政(道州制)毎の「高等教育適正化計画」(後述)の策定(地域人材育成構想会議(経産省主管)との連携)。
- ・公立高専の設置促進、国立高専の支援拡充による高専の定員増や分野の拡大による機能強化。
- ・学修期間の短さやアクセスの容易さを生かしたリスキリング等も含む短期大学の積極的活用や、多様な年齢・属性の学びを保障する通信制課程の質向上及び活用。
- ・大学教員が安定的・継続的に教育研究に集中するため、雇用や処遇、研究環境を改善する基盤的経費の大幅拡充。
- ・異なる言語や文化による切磋琢磨により、社会や経済、科学などの分野の力強いリーダーを育むための日本人の海外留学の拡充。

(2) 国際卓越研究大学、新たな研究大学群、J-PEAKS(地域中核・特色ある研究大学)の体系化と「技術立国」の確立

- ・これまでの政府目標¹に鑑み、世界大学ランキングトップ 100 に我が国の大学が 10 校以上入ることを目指し、国際卓越研究大学、新たな研究大学群、J-PEAKS(地域中核・特色ある研究大学)という「三層構造」の体系化(各層の役割分担や制度間移行の調整等)を図り大学間の適正な競争と研究力強化を促進することで、目標の達成と技術立国の確立を推進する。
- ・大学ファンドと地域中核研究大学等強化促進基金の、機能的・部分的統合の検討と、新たな研究大学群への効率的な財政支援の在り方の検討。
- ・各研究大学等が柔軟に資金を活用するための柔軟な繰越制度や出資制度の運用改善等の環境整備。
- ・科学技術創造立国の礎となる基礎研究について十分な研究費を確保するための科研費や国立大学法人運営費交付金の大幅拡充。
- ・男女を問わず、理工農・デジタル系への進路選択促進や日本人の博士課程学生確保なども含めた人材育成の推進。

(3) 大学入試改革

- ・「好き(興味・関心)を育み、得意を伸ばし、多様な経験を積めるようにする」、「生徒の主

¹ 日本再興戦略 -JAPAN is BACK-(2013 年6月閣議決定)

体性を育み自らの人生を切り拓いていく、生徒を主語とした教育」² や「自己選択、自己決定できる高校生の育成」³といった高校改革の延長線上にある大学入試の模索。高校時代の様々な体験を土台とする将来設計と目的を持った進路選択に対する門戸の拡大。

- ・大学入試(入口)での質の確保から、「基礎学力評価+学びへの意欲・特性+出口保証(厳格な卒業認定)」による質の確保へ。
- ・偏差値評価から脱し、高校改革により拡大する探究・文理横断・実践的な学びへの評価や、高大連携(高大単位互換等)の入試への評価。
- ・共通テストの CBT(コンピューター活用テスト)・IRT(項目反応理論)化と、基礎学力評価指標へ移行(米国 SAT 型)。
- ・保護者及び高等学校関係者の意識改革。

(4) 高等教育の修学支援の拡充と無償化

- ・先述した諸般の大学改革を実行すること、及び政府全体で徹底した租税特別措置及び補助金の見直しを行うことを通じて必要な安定財源を確保することを前提として、高等教育における学生の修学支援の一層の拡充を図り、授業料無償化の段階的拡充を目指す。
- ・卒業生の重い負担となっている貸与型奨学金返済について、入口審査の工夫(安易な借入の抑制)と、一層の負担軽減制度を検討。
- ・学生が複数受験する場合、最終的に進学する学校以外へ支払った入学金を返還するなどの入学科に係る負担軽減の取組を徹底して促進。

3. 都道府県が取り組むべき課題

(1) 地域構想推進プラットフォームの起動

- ・2040 年を見据えた実効的なプラットフォームである「地域構想推進プラットフォーム」の、47 都道府県すべてでの早期立ち上げを図る。
- ・そのために、地域構想推進プラットフォーム構築等推進事業の一層の拡充(R8 年度は 10 件)。
- ・少子化の中での高等教育機関の適正化計画を検討するに当たっては、各都道府県で完結するのではなく、近隣府県との連携が不可欠。近隣府県の地域行動 PF 同士が十分な連携を図り、地域人材育成構想会議(経産省主管)と連携しつつ、広域行政(道州制)毎の「高等教育適正化計画」の策定を目指す。
- ・地域構想推進プラットフォームの立ち上げと広域連携、地域構想の策定に責任を果たすべく、都道府県知事も大きくコミットすべき。

² 高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)(令和 8 年 2 月文部科学省) p.5

³ 高校教育改革に関する提言(2025 年 11 月 日本維新の会) p.5

(2) 高校改革との連動

- ・各都道府県が応募する高等学校等教育改革促進基金のパイロットケースの創出や、令和8年度中の高校教育改革実行計画の策定においては、都道府県教委のみで検討すること無く、首長や関係部局、大学、地域の関係者や産業界と十分に連携・協働することが必要不可欠。
- ・同様のプレイヤーが参加する地域構想推進プラットフォームとは、特に必要十分な連携を行い、高校改革と大学改革が一气通貫の改革となることを確保する。
- ・高校段階からの地域の高等教育機関への接続を強化すべき。

(3) 地域医療構想に類する各分野の地域構想の作成

- ・地域構想推進プラットフォームにおいて、地域の医療・福祉・保育等分野毎の将来需要や施設配置、施設を支える人材需要と育成機関の配置等を検討し、「地域医療構想」に類するような、「地域介護構想」、「地域保育構想」を策定する。
- ・各分野の地域構想策定に当たっては、基礎自治体が作成する地域福祉/子育て計画と連動しつつ、市町村の境界を超えた、都道府県域(または県内複数区域)での計画を主とし、将来的には基礎自治体(特に小規模自治体)の地域福祉/子育て計画の「簡素化」を図る。

(4) 地域構想推進のための財源の確保

- ・高等教育機関と連携しながら自治体の地域構想を推進する上で、個人版ふるさと納税の活用を進めるとともに、地方創生プロジェクトに地域構想推進プラットフォームの取組を位置付けることも含めて企業版ふるさと納税の活用を拡大することなどを通じて、高等教育機関も対象に含めた支援メニューを導入する。

4. 各大学の取り組むべき課題

(1) 再編・統合を含めた大学の規模の適正化に向けた施策の実施(前述 2.(1))

(追加)

- ・令和8年4月に施行された「私立大学収容定員の適正化を図るための学則変更手続の弾力化措置」について、特に現在定員割れを起こし高等教育修学支援制度の適用除外とされている私立大学に対しては積極的な活用を促すとともに、こうした私立大学の撤退支援や統合支援を積極的に行う。
- ・令和8年に新設された「地域アクセス確保特例制度」を活用して、地域構想推進プラットフォームを通じた大学間連携を更に拡大し、各地域に必要な人材育成機関として、また小規模でも多様な学びを提供する地方大学としての一層の魅力化を図り、地元高校生に選択される地方大学を目指す。
- ・それぞれの大学が地域構想における役割を明確に果たし、存在意義を発揮するため、時代の変化に対応した学びや、地域と大学が一体となって地域人材を育てる「地学一体」の学び等の積極的推進など、専門性を高め学びの魅力を向上するカリキュラムの不断の見直しを行う。

(2) 自主財源の拡大(前述 3.(4))

- ・個人版ふるさと納税の活用を進めるとともに、地方創生プロジェクトに地域構想推進プラットフォームの取組を位置付けることも含めて企業版ふるさと納税の活用を拡大し、自主財源の拡大を図る。各高等教育機関の地域構想推進プラットフォームへの参画促進を図る。

(3) 大学及び大学院卒学生の就職支援

- ・自校を卒業する大学院生の研究内容等を熟知する大学側が職業紹介業を行うための支援。ハローワーク等に集約する求人情報の大学側への共有促進。
- ・大学、大学院での研究内容や専門性をベンチャー企業等にわかりやすく情報共有することによる、異業種間を含めたマッチングの強化。

以 上